

令和4(2022)年度第1回伊丹市人権教育・啓発推進会議議事録

【開催日時】 令和4年(2022年)7月20日(水)13時30分～15時00分

【開催場所】 伊丹市立人権啓発センター 大集会室

【出席委員】 金山委員、森田委員、波多江委員、奥村委員、平野委員、池田委員、方委員、寺岡委員、林委員(9名出席、順不同)

【欠席委員】 喜島委員

【事務局】 市民自治部長、市民自治部参事兼共生推進室長、人権啓発センター所長、人権啓発センター職員、同和・人権・平和課長

【議事録確認委員】 池田委員、方委員

【傍聴者】 0名

【議題】

- 1 「伊丹市人権教育・啓発白書 令和2(2020)年度事業内容」について
- 2 「伊丹市人権教育・啓発推進に関する基本方針」について
- 3 伊丹市立人権啓発センターの事業及び運営について
- 4 その他

【会議内容】（要旨）

委員長： 第7波ということで、コロナの感染が非常に拡大しているが、伊丹市の人権啓発の研修会が7月28日と8月4日に予定されている。

それから、伊同教の全体研修会も27日、そして阪同教も月末に西宮市で行うということで、コロナの心配な時期ではあるが、それぞれの団体に工夫しながら、いろいろ開催される。

この会の趣旨は事務局から説明のあったとおり、伊丹市が進める教育や啓発に関わることであったり、この施設が伊丹市の人権啓発の推進の中核施設で、ここで行われている事業について、求めに応じて我々が、意見を出していくというふうな形で進めていくものである。

名簿にあるとおり、いろんな団体から代表して出てきていただいております、それぞれの分野で精通されている方の集まりであるため、そういう立場で今日の会についても、意見いただければありがたいと思っている。

本日は、たくさん議題があり、大きくは白書と、それから基本方針、そしてこの施設の事業内容である。大きく三つあるが、白書の方は、平成2年度の事業についてということで、できるだけ短時間で話を進めていきたい。

そして、基本方針は、これも去年1年間、審議会の方でも、努力していただいて、我々と連携しながら、非常に良い方針が出来たと思う。

そういうことで、40～50分は時間をとっていききたいと思う。委員の皆さんには、市の方から説明あったことについて、いろいろ提言を、或いは質問も含めて出してください。特に、18ページの第3条の、身近な人権問題の現状と課題というところがある。

委員さんの方から、それぞれの分野における、現状の課題というのを網羅してくれているが、このことを踏まえながら意見いただいて、情報の共有をしていきたいと思っている。

最後はこの施設の事業についてだが、実は去年、本来はこの会議の重要な議題の一つであるが、センターの事業の運営について、1回も時間を取って審議することはできなかった。今日も議題が多い中で十分取れないかもしれないが、最後に少し時間を取りたいと思うので、ご協力の方よろしくお願ひしたい。

それでは、会議に入りたいと思う。まずは、人権教育・啓発白書について、事務局、説明をお願いする。

事務局： （事務局説明）

委員長： 各委員、質問、意見はいかがか。

私からは、本人通知制度のことを。この会議で以前にも1回取り上げたことがある。身元調査、基本方針のデータにありますように兵庫県内でも、戸籍の不正取得とか、今なお起こっているということ。

重大な人権侵害を防ぐために、本人通知制度、できるだけ配慮していこうというふうな話もあったが、登録の状況はどうなのか。

事務局： 5年更新ということで、なかなか更新が、引き続き、されていないのか増えてはいない。

事務局： 市民課、支所・分室の窓口で受け付けしており、2年ほど前にこの制度が始まって5年を迎えた。5年経過すると更新ということで、更新の対象者の方に申請し直してくださいという通知はがきを市民課が送っている。

その通知はがきを送った方の中で、6割程度の方しか更新されていないという状況である。それとは別に、新規で申請される方もいるが、転出されると伊丹市民ではなくなるので、その分減っている。今年3月末で273人の登録という状況になっている。

A委員： 特に本人通知制度について、本人通知制度という言葉だけでは、意味が分からないと思う。

言葉の意味が分からなくても、市役所にそれが分かるような、ポスターを貼っていたらいいのだが、今年2月頃、県連の委員長がうろうろしているので、どこ行くのと聞いたら、本人通知制度のポスターが市民の目につくところに貼っているかどうか見ているとのことであった。それに関して、伊丹は2回指摘されたことがあり、探さないといけないところにしか貼っていない。

制度を作ってもその制度を理解しなかったら、ケースも増えない。市民の為にもならない。

もう1点、今年の伊同教の全体研修会の講師が、その話に触れると思うが、差別調査の件について。

全国の部落の住所が冊子になって、それがネットで売られ、裁判闘争の原告になっている。2000年の法律が出来た時に、いろんな場所に行き、いろんな資料を集め、部落のリストを作り「旅のお供に1冊を」という本を売り出し、それを法務省等と連携しながら、ネットから削除するようにしたことの怒りが、腹立ちが今でもずっとネットで流されている。この間の裁判で私もいたが、その当時の人たちが運動のセンターに立っていた人達がそれぞれ亡くなられているので、代わりは妻か子供たちしかいない。

担当者が父の名前のところにたまたま私の名前があったので、頼みますと言われた。

私もやりますよと言って、裁判の原告で去年も裁判に行った。弁護士と2日間ほど10時間ぐらいかけて、私が小さいときからの話を聞いてくれた。

裁判で話す内容が、「〇〇小学校を学校建てるときに部落の人は来てはいけない。」など、いろんなことがあり奮起した話。

〇〇中学校ができる時は娘が1年生の時に別の中学校にいて、〇〇中学校は部落の子は来させないという運動があり、行政も入った集会があった。結局地域の人が部落退場というコールをされた。終わったらそこを飛び出して会館の前でへたり込んでしまった。

子どもには、怖い怖いと言われる所に行かなくていいと言った。同和教育と児童館での教育が非常によかったと思うが、子どもが、「何でお母さん、私らがいなくてどうするの。先生は知らないよ、差別無くすこと。私らが行くから、先生が差別をなくそうとしてくれる。友達もそう。ちゃんとやっているから、こういうことはなくさないよ、一緒にやる、手伝うわと仲間になってくれるよ。」という話を出したから、私は学校の同和教育、随分変わっているけど、児童館での取組の大事さ、しっかりしていけないといけないと思う。その話を聞いて裁判長が、「青年の主張みたいですね」と言った。それを聞いて私が「どういうことですか」と言った。弁護士さんも「今の話はどういうことですか」と聞いたら、裁判長が「申しわけございません。口が滑ってしまいました。」と言った。

エネルギーをかけて、東京まで行ったのに、裁判の結果は、差別をされない権利が

入っていない。だからまた、今度、最高裁の方に行く。人権侵害されると長引くのでしんどいが、市民の皆さんはそういう状況を知ってもらえていない。こういう白書もそうだが、市役所として全ての市民に幸せになってもらう足掛かりを作りたい。しっかりと文章の中で押さえてもらわないと忘れてしまう。

委員長： 制度ができて、加入者が増えることが抑止力に繋がるのだが、なかなか実態はそうになってないというふうなところもあるし、人権問題のその辺が、一つのポイントがあるのではないかなと思う。
他はいかがか。

B委員： 32 ページの表、一番下の男女共同参画推進市民フォーラムだが、2 年も前なので、これがあったのかとか、どんな内容かとか全然覚えなくて、非常に申しわけないのだが、フォーラムって結構大きなイメージのものであるが、その参加者が5 人というのは、コロナ禍だけど、講座でももう少し来ているのではないか。
13 ページの、女性の人権を尊重し、それは何人です、何人ですという人数に比べて、このフォーラムが掲げているのに5 人っていうのもどんな内容でどうだったのかという質問である。

委員長： 32 ページのフォーラムの参加者が、令和2 年度は、コロナ禍もあるが5 名で、平成30 年度は48 名。ちょっと少なめと感じるが、事務局いかがか。

事務局： 担当課が今いなので、詳細部分が不明である。

委員長： 男女共同参画センターができて2 年になると思うが、意識調査の結果を見ていると、伊丹市の場合は、その市民的な理解も少し広まってきているというふうなデータがあったと思う。

いろいろやっていただいていると思うが、これはもう即答は難しいと思う。

次の議題2 に移ると思うがいかがか。

10 年ぶりに基本方針が見直されて、新しい方針が6 月に完成した。これについては、この会議も、関わっていたが、内容的にはなかなかできているのではないかなと思う。委員の皆さんにそれぞれの立場で意見をいただく場を設けたいと思うのでよろしくお願ひする。

それでは、事務局、議題2 について、説明をお願いします。

事務局： （概要資料を用いて事務局説明）

委員長： 新しい観点というか、基本的理念というのが入ったり、人権擁護に関する基本的な方策、これも啓発を同時に人権救済、そういうのが非常に大きな課題で、そういうことに関わって、こういう項を新しく設けている。

人権教育・啓発の基本的な視点についても、最近の言われていることではあるが、気づきを行動に結びつくような教育・啓発、或いは、当事者意識、人権の問題を自分の問題であるという当事者意識を醸成するような視点とか、それからこの会でA 委員が提言していただいた、複合的な人権課題、そういうようなことも、今回きちっと取り上げられており、非常に新しい視点がたくさん入っていたのではないかなと思う。

3 部の身近な人権問題の現状と課題については、各委員から、それぞれ所属してい

る立場で、後程意見いただきたいと思う。

1部、2部、見直しの経緯とか、或いは基本的な考え方、そのあたりを中心に質問や意見があれば、お願いしたい。

人権擁護に関する基本的な方針では、C委員いかがか。今は、人権擁護員をお辞めになっているが、こういう項を上げていただき、こういうご意見があるとか。

C委員： 相談が周知できてないというか、どこへ行っているか、これを見ていると、個別という人権問題それぞれで相談をたくさん受けているので、人権擁護委員がやっている人権全てを網羅して、どういふのもいいですよ、というような相談ではなかなか人が来てくれないのが現状だったと思う。何を言いにいけばいいのかわからない。

法務局という名前だけでも敷居が高いというか。市民相談であるけれども、法務局や人権擁護委員がやっているのは、敷居が高くてなかなか来てくれない。こちらの方が呼びかけている。A委員のところはたくさん相談に来る。

やはり生活相談っていうのは身近なもので、様々な問題があつて、いろんな解決をされている。

しかし、人権擁護委員である私たちに相談しても、相談をお聞きしてから人権審判事件として取り上げる事例も、私が18年間やっても5回もなかったと思う。

相談を寄り添って聞いて、聞くだけでスツとして帰られる人がほとんどで、なかなか立ち入った相談に乗れるという立場ではなかった。

相談を受ける者としては、それがジレンマで、もう少し突っ込んで入っていきたくとも法務局の方では、そこまではしなくていいと言うので、なかなか相談っていうのは難しい。

それぞれ読ませていただくと、各相談窓口で、何度も相談いっぱい受けているので、法務局のはいるのかなと私は思う。

それに、そこから漏れた人間問題があるかもしれないので、その時は人権擁護員も受けたらいいなと思うが、なかなかその件数が増えない。この人権センターでも月1回やっているが、ずっと件数は0である。

もう少し考え直した方がいいのかなと私は思う。方法も、PRの仕方も考え直したらいいと思う。

委員長： 基本方針の冊子の14ページにある「人権擁護に関する基本的な方策」。私もこれ読みながら新鮮に感じたのだが、居場所づくりと各人権相談等の連携の促進、これはA委員達が委託を受けている生活人権相談。これがまさしくこういう方向でやっているものではないかと。

今回そういうようなことが参考にされたのかどうか分からないが、そういう方向性を出してもらっていることや、市民に身近な人権相談。中には自分が人権侵害されていることすら自覚できないような、そういう事例もあるが、多くの場合は、15ページのグラフにあるように家族とか友人に相談して公的な機関には相談していない。

ここでも、どこへ行ったら何ができるのかといふことを、人権教育・啓発と絡めて、やっていく必要があると思う。そういう意味で新しい視点で、良い方向を出してくれているのだが、これは全て人権擁護委員がやる仕事ではない。

むしろ、行政なり、人権啓発を進めて行く人が、そういうところをどんどん周知していってもらおう。もちろん擁護委員の方が複合的な、そういう課題にも対応できるような力量というのをつけていかなければならない。それも非常に重いものとしてあるが、人権擁護委員が全てできるわけではない。そういう意味で、良い方向性を出して

もらっている。

C委員： 人権擁護委員がやっている、SOS ミニレター。子どものいじめとかいろいろな人権相談は割と実績残っている。年間 50 件ぐらいだと思うが、子どもたちが SOS ミニレターに書いて送ってくれる。

時間をかけて子ども目線で返事を書いている。あれは続けてもらったらいい。子どもたちにとって、逃げ場所みたいな形で、親にも先生に言えないこと、愚痴を書いている子もいるし、悩みを書いている子や家の中のことも具体的に書いている子もいる。SOS ミニレターは、すごくいいことだなと思っている。

D委員： それに関して、人権擁護委員は敷居が高い。私の友人の話になるが、入居差別にあつて人権擁護委員に話しに行った。県の人権擁護まで行ったのだが、極端に言うと、具体的にどうしようもできない。不動産業者に対して、人権擁護委員は指導できないと言われ、結局その人は裁判をした。

相談所に行って有効な方法や、有効な手だてがないと人は行かない。逆に行くというのは、あそこに行けば、親身になって解決してくれると。そういうことが口コミとか情報となって市民が聞いて行くと思う。

だから私はそういう窓口は、来た市民を解決に導くような、ただ聞いてカウンセリングするようなものではなく、本当にその人に向けて解決するようなものでないと、絵にかいた餅かなと思う。

もう一つは、例えば男女共同参画問題とか、障がい者の問題とか、高齢者問題、それぞれの人権課題の相談があったら、それぞれの窓口に行こうかなと思う。

私はずっと言っているのは、外国人に対応する窓口というのは、今の同和・人権・平和課。いろいろな他の人たちの人権課題はそれぞれの一番のメインセンターがあつてそこに行けば済むが、市役所の 3 階に行って相談お願いしますなんて、外国人は行くわけない。

どこに行けばいいかというようなことを明示して、そういうのを知らせていこうと考えたと思うが、先の話だと思うが、市民向けのパンフレットを作る際、市民に周知徹底調するパンフレットを作る際に、それぞれの人権課題の相談窓口をイメージして欲しい。

ここへ行くや、ここに電話すればいいとか、それをできたらイラストで、堅苦しくなくて、市民が見ただけで行けるような、且つ、やはり相談窓口に来たら、やっぱり解決方法を突き詰めていってカウンセリングだけではなく、市民が相談に行けば、頼れる、信頼感を持って行えば、有効に使えるかなという気がする。

委員長： 相談については、確かに窓口に出かけたが、なかなかそれに答えられるような内容が返ってこないという体制の整備の問題というのは、やはり依然としてあると思う。

しかし、何とか基本方針を基本に、そういうことを一步前進していくような方向に持っていけないといけないと思う。D委員の話の中であつたダイジェスト版というか、そういうのを作るような予定はあるのか。

事務局： 市民向けの概要版と人権全般の冊子を作成して市民啓発等に活用していこうと思っている。今現在作成しているところである。

D委員がおっしゃった相談窓口等も検討しており、取ってもらいやすい、見てわかりやすい、そういった冊子を今後作っていきたい。

A委員： 私は、人権センターの方から委託されている相談業務を担当させてもらっているが、1年間で、多いときで件数が150から160ある。

最近年齢の関係もあるが、相談が何回か重なると先ほどの相談の記録するのを忘れてしまい、次の日、何だったかなということもあるので、やはり記録するのは大事だと思う。身近な人だから聞いて終わることもある。

それも自分自身の自覚の問題なのだが、地域のある人が認知症で、ヘルパーさんが来たら電気のスイッチを消していくとか、他の人が来たら仏さんのお金がなくなるや、次回出勤するときに見に来てと言われてその人の家に行くことがある。ヘルパーさんの中には二度と行きたくないという人もいたり、そういう時は、そこの職場に行って、担当の代表の人とこういことがあってという話もするが、どの方法を取ったらいいかなということ、最近考えたのは、息子さんがいるのだが、あんまり人と合わない、話しをしない、お母さんを通してばかりで、昔、児童館に来ていた子だったから、お兄ちゃんと話をして、お金のことはお兄ちゃんを呼ぶから、お金のことは息子に渡して、呼んでもらってから渡したらお金のトラブルは無くなった。お金のトラブルが訪問する方は、一番嫌がるので、いる時は行かせてもらって、いない時は明日にしようという感じになっている。

そこの家族がヘルパーさんと仲良くなったり、交流して行ってねと言ったら帰りは声をかけて帰ってくれるということになっている。

いつ私も認知症になるか分からないが、認知症になった時は家族とか、その周囲の民生委員さんとか、福祉事務所との連携はいるし、1人の人のことで8人ぐらい職種の違う人たちが集まって、どうしたらいいかと話し合う。

その人の場合は隣の人が私を寝かさないうらい物取りに来るとかあるが、市役所に来てもらったりしながら、すぐには解決できないが、その中の誰を信用するかみたいな取組みがある考え方、思い方、そんな形で日常を送っている。

委員長： 少しそういう内容も入っているが、身近な人権問題の現状と課題。これは年々変わってくる。その対応策というのは、その時々を考えていくものだというような話もあったと思うが、色々な代表をした方が集まっているので、現状と課題にかなり丁寧に書いているところだが、当事者の方から、お互いに情報を共有し合うような時間を取りたいと思う。

B委員： 18ページ「女性の人権」について、まず、すごく良いものができたし、わかりやすいし伝わりやすいものになって、素晴らしいなと思う。

基本理念の最後の号だが、「全ての施策の立案・実施において、人権尊重の理念を反映させます」と記載があるが、人権を担当する人権教育室や人権・平和課の職員の方には、自分の根幹なんだという意識で、いろんな所にぜひ関わっていただきたいと思う。

女性の問題としては、男女共同参画課がこの4月にできた。今までなかったことが恥ずかしいかというか、残念だったが、すごく嬉しい。

18ページの女性の人権に、「市民オンブード」という、伊丹市が全国に誇る市民オンブードのことも書いている。

また、固定的性別役割分担意識や性差に関する偏見や解消というのが、やはり女性はこちら、男性はこちらとか、男の子ってこう、女の子はこうという考え方、それが区別している、分けて考えているということにさえ気がつかない。あまりに日常的すぎ

てというがあるので繰り返し学んだり、そんな考え方はどうなのかなという記載がたくさんある。先ほどの相談というのもあったが、やはり啓発は大事だと思う。

私の法人の活動の一つとしてウェブ上に、男と女のおかしな話っていうのを掲載しており、日常的な会話の中で、「それってちょっとおかしくない」みたいなことを、E委員にイラストをお願いして、すごくいいページになっている。

7月にアップしたのが、職場で男性職員が共働きで、子どものお迎えとか、塾の送り迎えとか、食事の用意とか、男性も早く帰って家の中で用意をしたいのに共稼ぎだから男女同じようになるのだが、男性の職場では、残業時間に今から会議をしようかとか、女性にはお迎えあるという理解があるようにしているのに、男性が家の中で、子どもに関してそういうふうなことがあるっていうイメージすらない。分からないから、育休も取りにくい現状があるというのを書いている。やはり、そういうのを知らないから分からない。これは全ての人権問題でも同じだと思うが、知らないから分からない、分からないから対応もしていない。けれども、自分は理解があると思っているというのが、なかなか進まないところなのかなと思う。

いいものができて終わりではなく、これを多くの人に、機会があるごとに、基本方針ができたことや、こんなふうと一緒にやっていこうなど、その啓発冊子を運用して進めていけたら、すごくうれしいなと思う。

E委員：先ほどのイラストの話は「いたみん」というサイトに上がっているので、ご興味あれば、見ていただけたらと思う。

私も子どもが、肢体不自由児なので、新聞記事でも障害があるとその記事を見たりするが、記事を読んで、全然分ってなかったなと思うことがある。

ある総会の準備の話の中で、聴覚障がいの人に来てもらうなら、手話通訳の人に来てもらった方がいいのではないかと話が出た。私は初めてそこで、そのとおりだと思って、手話通訳の人はどうやって呼べばいいのだろうと思い、改めて市の障害福祉課に聞くと、市のイベントでも聴覚障がいの人があるのであれば、市の方から手話通訳ボランティアをお願いすることができるかと初めて聞き、知った。

聴覚障がいのある人とは、何回もお会いしているのに、具体的にその人が動く時に、手話通訳の人がいるということや、その手話通訳の人がどこから来て、どう頼むのかを知らなかったということは、そうか、こういうことだと思った。やはり自分がそこに関わることで具体的にどうしたらいいのか何が不便なのかといのは、あるんだなと思う。人権の啓発とか、推進とかいうよりは、自分ごとに引き寄せて考えるということがないと、というのが一番響くものなんだと改めて思ったりしている。

もう一つ、この間、身障連の会議に市の方が来て、JR伊丹駅前のトイレ、交番の横のトイレについて、今度変わることになり、身障者の人も、いろんな人が使いやすいトイレを作ることになったが、それを作り直すには、その場所は狭くて、みんなが使いやすい大きなトイレを作るには場所が確保できないので、JRのデッキのあるカリヨンの横にトイレ作るようになりました、みんなが使えるようなトイレを作りますという説明があった。

そしたら、その場にいた車いすの人が、今ここにあって、バスを待っている時にすぐ行けると。今の場所にトイレを作るときには、車椅子の方も関わり、考えてここがいいと言ういきさつがあった。

それなのに、カリヨンの横でいいやろうって思うかもしれないが、車いすの人には上がるのも大変。どうしてもうそこに決まったのかという話になり、もう決まっていたため、日を改めてどうしてそんなことになったのかという説明もあった。元々は、

中心市街地で三軒寺広場とかいろいろイベントがあるのでその周辺にも、ちゃんとしたみんなの多目的トイレを作らないといけないということで始まった。そのトイレを作るのに周辺住民を集めて話をしていたのだが、三軒寺前にトイレを作られると困るみたいな話があり、紛糾したらしい。いろいろあって、JR のカリヨンの所になったらしいが、一番初めに作りましようって発想の時に、そこを障がい者が使うってところが抜けたまま話しが進んだみたいな感じで、決まった時点で、最後の最後で障がいの所で声がかかったが、もう場所はちょっと無理かなみたいになっているらしい。

障がいのある人のことをどこかの片隅にある状態で進めていたらそんなことにはならなかったと思うが、忘れてる。身近にそう思ってなかった。

常に人権教育・啓発があるので、行政全体としてそういう人がいるというのを頭のどこかの片隅に分かるような市であつたらいいのだろうと思う。

何となく多様性とかいいながら、右から左に抜けているところがあるのかなと思うので、いろんな人がいるって言えば、あっちこっちで確かめられるようなことができる市であつたらいいと思う。

委員長： 障がいのある子とともに生活すると、学校現場ではそういうことも毎回やっているが、そういう子どもたちがいるというのは、すぐにぴんときて、発想はあるが、どうも頭だけで仕事をしていると、肝心のところが抜けてしまう。本当に大事な話だった。基本方針も立派なものできているが、基本理念だけが行ってしまうということがないようにしていけないといけないと思う。

C委員： これからもそういったことがあると思う。いろんな立場の人が実行委員会に入ると思うが、いろんな立場の人の意見を聞いて作る。
このような話は初めて聞いたが、おかしいと思った。

E委員： 市庁舎や病院の話の際は、初めから聞いてくれた。だから今回は、本当に残念だったという話。やはり何か少し抜けることがあるので、それはお願いしたいということ。

委員長： 市の職員の方どうこうではないが、やはり計画する人が、認識をきちっと根底に持っていないといけない。基本方針などでもうたっているが、そういう所が抜けるといのはやはり弱さかなという感じがする。
子どもの人権については、いかがか。

F委員： 昨年から今の課に所属しており、生活保護を受けている子どもたちの就学支援をさせてもらっている。子どもの人権といたら、いじめと出てくると思うが、いじめの案件も当然大切で、学校も本当にアンテナを高くして、子どもたちを見ていかないといけないと思うが、学校現場に35年間いたが、こういった困窮している子どもたちの生活実態とかそういったものも、見ていたつもりではあるが、深く入っていくといろんなことが見えてきたと思う。

不登校の子が学校の先生が厳しいと、言葉がきついから、もう怖くて行きたくないという子に関わったが、2週間に1回ぐらいのペースで行っていたと思うが、今度は、1ヶ月に1回ぐらいでもいいかなあ、どうすると聞いて、お母さんが2回でも1回でもいいから、どっちでもいいよって言っているよと言い、ぼそっと私の顔が怖いから1回でいい。ということがあり、お母さんがそこでボソッと言ったのが、離婚されて新たなパートナーがいて、そのパートナーからいろんな暴言とか、DV的なことを受け

ていたと。本人も学校行きたくないというのは、虐待的なことも受けていたと。

そういうことが分かって、そうかこの子は男の人が駄目なんだということが分かってきた。それから、そういう厳しめの言葉に敏感に反応すること分かってきた時によりやく学校復帰させていくのに、どんな手立てを取っていたらいいのかが見えてきて、またゆっくり相談しようということで、長い期間で考えていかないといけないという、そういう背景をしっかりと見ていくということもすごく大切だなと感じた。

他にも、大人の都合で、子どもが振り回されている事例はいっぱいある。兄弟 3~4人いたら、お父さんが全員違うとか、そういう事例があったり。これで子どもは振り回されているのだと思うし、保護者が DV を受けて、子どもたちは面前 DV を受けているとそれで虐待的な心理的な圧迫を受けているという事例がたくさん見受けられているので、そういった対策もいろいろと考えていかなければならないのだろうと思う。

そういった中で、女性問題とも関連付けないといけないのかなと思うが、同和問題にしても、いかに声を上げ出していくっていうこと、それがすごく大切と思う。

やはり子どもも、自分がこうやられていること、そして声を上げていくこと、これはもういじめ解決もやっぱり声を上げる、友達がいじめられているのを見たときに、声を上げた時、それを受けたときに、今度は教師がどう行動を起こすのかっていう、そういうことも非常に大切になってくると思う。

20 数年前までは、伊丹市内は性教育が非常に盛んであった。

全国トップレベルの性教育が、展開されていたが、一部、国会議員の方から行きすぎた性教育ということで、制限がかかってやれなくなっていた。

これも、子どもたちが貧困になる一つの原因かなと私自身は思っている。子どもができるということはどういうことなのか、どう責任を持たなければならないのかということが、特に 10 代半ばぐらいで子どもが産まれるという方については、そういうのもあるし、それを全て女性側に責任を押し付けるような風潮というのがやはりあるのかなというのがすごく気になるところで、そういったことが、全部子どもにしわ寄せに来ているということが、今の仕事をしてすごく感じているところである。

それだけに、お母さん方もすごく悩んでられるところを今の就学支援制度が、若干抛り所になってくれたら嬉しいなと思う。

いじめについては、本当に学校が真摯に受けとめてやってはいる。認知件数、認知と決まったら、それはいじめだとするのではなく、そういう苦しい思いをしていることが判明した、だから事実を調べますというところから始まっていて、事実に基づいて、どういうふうに解決していくかいうことをしていけないといけない。一方的な大人の意見、それから一方的な加害者、被害者だけの意見だけで進めるのではなく、相互の意見を聞いて、すり合わせてそういう形で解決していかないとなかなかうまくいかない。ヒートアップしてくると、もう子どもそっちのけで大人だけという形で、子どもらはもう僕らすっかりしたからいいよ、と言っているのに大人がすっかりしないとか、そういったので、困った状況があったりする。

それからこの基本方針はいいものができているので、ぜひ学校にも配布してくれると思うが、それこそ学校の先生方、これを元に、研修会を開いたりなど、そういったものをして欲しいなと思う。

自分自身は人権教育のための国連 10 年伊丹市行動計画の際に、毎回、結果報告をしていたが、こういうふうにならぬ形で関わっている者は、新聞記事など目に入りやすいのだが、やはり一般の人たちにもそういう意識を持ってもらえるように、自分自身も教育・啓発を頑張っていけたらと思う。

委員長： 高齢者の問題ではいかがか。

G委員： これから我々が直面して問題として今考えるのは、いわゆる孤独死の問題。

結婚して、夫婦生活があつて、年を取って、どっちかが残るといふ時に、女性は割と社会の繋がりができているが、男性の場合年がいくつくと、社会の中に溶け込む、地域に溶け込む、自分から入っていくようなことができないみたいである。

なぜかいうと、働いているときの自分のプライドというのがあるみたいで、そういう問題で地域に溶け込めない人達の孤独死をどういふふうにして、これから対処していったらいいかということ、今考えている。

最近行っていることは見回り。会員同士の横の繋がりを持って、見回り、2日3日顔が見えないけど、どうしたのだろうと。近所の人に様子を見に行つて欲しいといういふ形で、見回りをしている。立ち入りとかそういう問題が出てきた場合には、民生委員と連絡を取り合い、地域の孤独死に対しそういうものに対応していくように、今進めているところである。

委員長： 基本方針 21 ページに積極的権利擁護が出ていふ。やはり高齢者の個人の尊厳が尊重されて、そして自立支援、安全安心な、地域で生活できるような支援体制、そういうことが大事だということ、ここをうたっている。何とかそれはもう具現化していきなと思う。

H委員なにかあれば、一言お願いする。

H委員： 児童クラブと関わつて 6 年になるが、夏休みだけお預かりをして欲しいという方が増えている。今までは、一番たくさんいた登録時期で 1700 人台であり、市内 17 小学校あるので平均約 100 人が児童クラブを利用されているという計算になる。今年の夏休みは 1800 人を超えている。共働き家庭や、ひとり親家庭が増えている。

障がいのあるお子さんや、1 年生から 6 年生までの児童をお預かりしているの、いろいろな意味で保護者のニーズに応えられるような、児童クラブになってきていると思う。その中でなかなか難しいお子さんの家庭の状況や、個性的なお子さんの対応等、児童支援員は本当に多様な苦勞をしている。その為の研修ということも積極的にやっている状況である。

その中でいろいろな委員の方が意見しているように、困つたときにどうしたらいいかという相談窓口の周知が大切だ。

児童の保護者なので、基本的には学校に相談されて、子どものことだったら、例えば総合教育センターの教育相談に行つたらいいよとか、あすばるに相談してみてもいいねとか、児相に行つたらどうだろうかとか、こども福祉課の方につなぐみたいなのも、先生方の口を通じて保護者に知られることが多々あると思う。

多様なところに相談できるような機関があるというその情報を、保護者がいち早くキャッチされて、この子にとってどういふふうな取組をしていくというか、関わっていくというか、親として、また教師としてどうしたらいいの、それが分かることがその子の幸せに繋がっていくと思う。市の方でもいろいろな施策をやっているし、それについて啓発していく。「言葉が大事だ」といふのをこの冊子を読んで、痛感しているところである。

D委員： 先ほどの市民向けの啓発だが、尼崎市が作っているもので、去年出たものだが、非常に読みやすい。幾ら良い薬を作っても飲まなくては効かない。

市民が手に取って、読んでみようかなとそういうものが要るかなと。特に日本はアニメ大国なので漫画を皆見ているので、こういう漫画的なものとか、これは尼崎市だが、イラスト的な感じで、手に取ってみようかと面白いなど人権に関する窓口に関するチラシなども、そういう形の市民が手に取るような工夫をしてもらったら、面白いなという気がする。参考にしてほしい。

委員長： いろいろな課題がたくさん出てきたが、少しずつ前に進めていけるように、せっかくすばらしい、皆さんの努力で基本方針はいいのができたので、それが市民に周知していくようにしていきたいと思う。

最後の議題3については、時間の都合上申し訳ないが、11月の会議で、一番の議題に何とか段取りしたいと思う。

事務局： B委の方から質問があった白書32ページの男女共同参画フォーラムの件で、取り急ぎ原課に確認した。

やはり委員が言われたように、令和2年度はコロナで、緊急事態宣言も出ていたので、計画の段階でフォーラムはちょっと難しいだろうということで、講座の方に切り換えた。ぎりぎりの3月に開催したが、育メンスイッチという子育て中のお父さんの講座ということで、また、まん延防止もあって、結局最終的に参加は5人となったということであった。

委員長： その他、なにかあるか。

事務局： 最後に、人権啓発研修会7月28日、8月4日のチラシを同封している。

28日は審議会の会長を務められた先生の人権に関するお話や、4日はセクシュアルマイノリティの住宅問題ということで、LGBTQの住まいの問題について企画したので、よろしければ申込みをお願いします。

委員長： それではこれにて閉会とする。

令和4（2022）年 9月 15日

確認委員 池田 千津美

確認委員 方政雄